

提案基準 12

法第34条第13号に規定する届出の有効期間の経過するもの

法第34条第13号に規定する届出を行った者が、その届出の有効期間内に建築行為等が完了できなかった土地に建築物を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 法第34条第13号の規定に適合する届出がされていること。
- 2 自己の所有する住宅を持たない者又は立ち退かざるを得ない者等で、法第34条第13号の届出をした者が経済事情等相当の理由により、期間内に建築できなかったものであること。
- 3 当該建築物の用途が、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 自己の居住の用に供するための住宅。
 - (2) 建築基準法に規定する第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物。
 - (3) その他周辺の環境を著しく悪化させるおそれがないと認められる建築物。
- 4 政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

留意点

- 1 基準の内容4については、「提案基準（共通）災害危険区域等に係る取扱い」を参照すること。（本内容は令和6年7月1日から施行する。）